

令和7年度大山町職員採用試験案内

令和8年4月1日採用予定の鳥取県西部町村職員採用試験を次のとおり行います。

1 募集職種・採用予定者数・受験資格

募集職種	採用予定者数	受験資格
一般事務	若干名	・平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、高等学校在校生でない人

※ 住所要件なし

※ 別に示した注意事項①に該当する人は、受験資格がありません。

※ 日本国籍を有しない人は、別に示した注意事項②のとおりとなります。

2 採用予定時期

令和8年4月1日

※令和7年度中に欠員があった場合で、採用者の同意があれば採用日を前倒しし、令和7年度途中で採用となる場合があります。

3 申込方法・受付期間

申込方法	インターネット電子申請による申込 右記 QR コードをスマートフォン等で読み込むか、 とっとり電子申請サービス（大山町）にアクセス して必要事項を入力してください。 申込 URL https://apply.e-tumo.jp/town-daisen-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15606	
受付期間	令和7年3月11日（火）午前9時～令和7年6月2日（月）午後3時 ※インターネット申込のみ	

※ 別に示した試験日・試験内容を確認してください。

※ 試験申込受付は大山町、一次試験・二次試験は鳥取県西部町村会、最終面接は大山町でそれぞれ実施します。

※ 申込者に受験票を郵送しますが、6月9日（月）までに到着しないときは、鳥取県西部町村会事務局（電話：0859-22-2049）に照会してください。

4 勤務条件等（予定）

（1）初任給

大学卒程度 213,600円（1級21号給）

短大卒程度 201,000円（1級13号給）

高校卒程度 188,000円（1級5号給）

※一定の職歴等がある人はその経歴に応じて所定の金額が加算されます。

（2）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を、条件に応じて給与条例により支給します。

5 問合せ先

大山町役場 総務課 担当 金田弘美

電話 0859-54-5201

<試験日・試験内容>

1. 第一次試験

(1) 日時及び場所

令和7年6月15日(日)に伯耆町で行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

(2) 試験種目

(ア) 【一般事務】

教 養 試 験 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題(「自然に関する一般知識」の出題はありません。)、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験

(イ) 事務適性検査 職員として事務の適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる

(ウ) 性格特性検査 公務員に求められる六つの資質について、性格特性を見る
(ストレス耐性も含む)

(エ) 作文試験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(3) 第一次試験合格者の発表

令和7年7月上旬に鳥取県西部町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を大山町役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

2. 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者についてのみ行います。

(1) 日時及び場所

令和7年7月14日(予定)に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際お知らせします。

(2) 試験種目

口 述 試 験 主として人物について個別面接による試験

3. 合格者の発表

令和7年7月中旬以降に鳥取県西部町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を大山町役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

4. 合格から採用まで

(1) 合格者は、大山町の採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として一年間です。

(3) 大山町職員採用試験(最終試験)について

第二次試験合格者については、最終試験(面接)を令和7年8月頃に実施予定です。最終試験合格者は全員を令和8年4月1日採用の予定としています。

注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません

地方公務員法第16条に該当する人(以下のいずれかに該当する人)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。